

学 事 第 3 7 9 号
令和 3 年 6 月 1 8 日

各学校法人理事長
各私立小・中・高等・特別支援学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置期間における私立学校の対応について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

国は6月17日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を7月11日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応」（添付資料1）を決定しました。

つきましては、各私立高等学校及び特別支援学校におかれては、県立学校と同様の対応を取るようお願いいたします。

併せて、各私立小・中学校におかれては、市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○県立学校長宛て通知

令和3年6月18日付け教高指第790号

「まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応について（通知）」

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和3年6月18日付け教義指第398号

「まん延防止等重点措置期間における市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 高等学校担当

電話：048-830-2558